

令和7年度徳島市住宅リフォーム支援事業補助金について

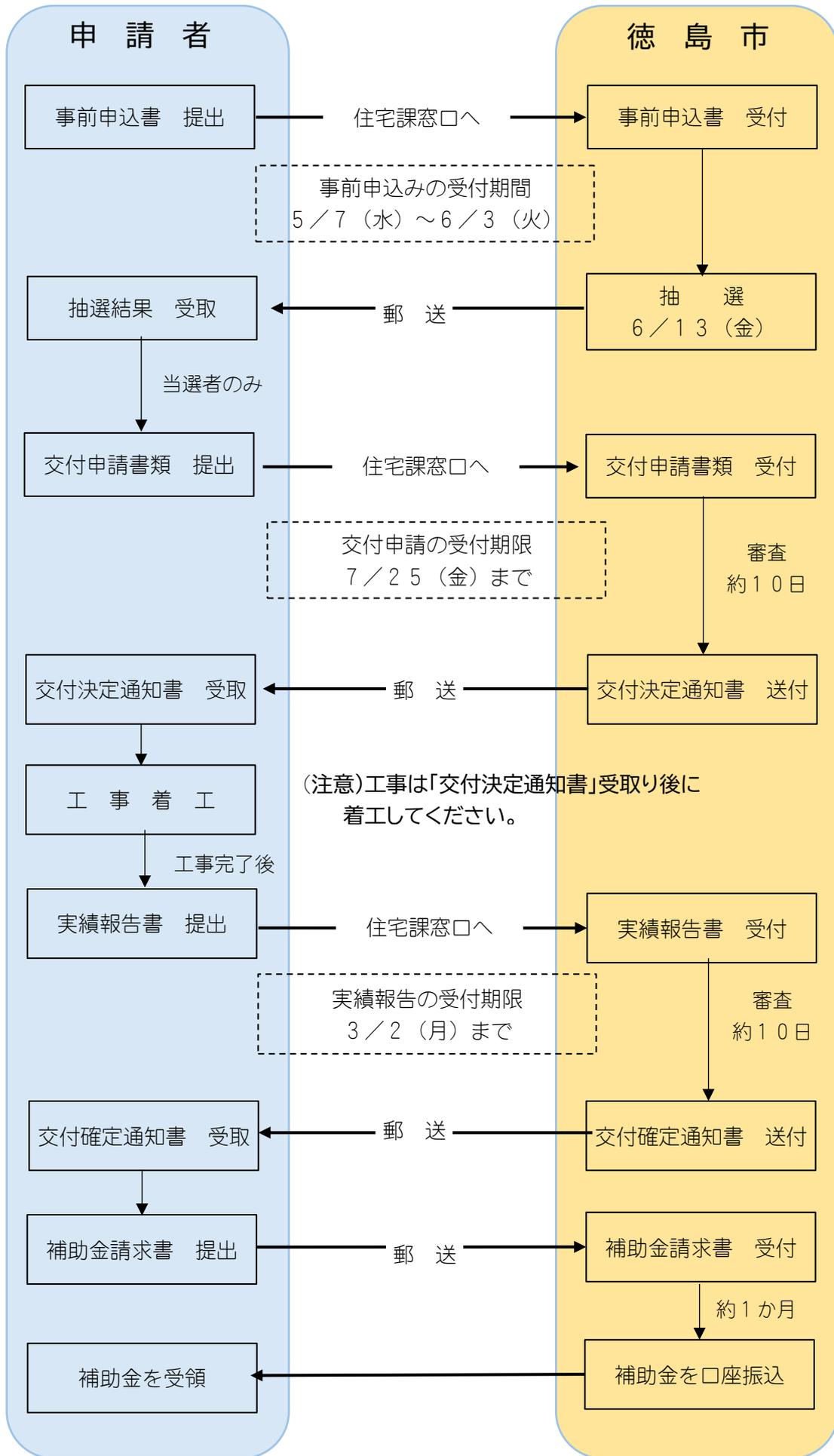
定住、移住及び子育てしやすい住まいづくりを支援することで、良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家の増加を抑制するため、徳島市内の施工業者に依頼して、現に所有し居住する既存住宅の住環境の維持・向上を目的としてリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

<p>補助対象者 対象住宅</p>	<p>以下の全てに該当する人・住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リフォーム工事を行う住宅が徳島市内の居住用住宅であること。 ●工事の依頼主（施主）である人。 ●工事を行う住宅の登記簿上の所有者であり、当該住宅の所在地に住民登録をしている人。 又は、この補助金の実績報告を行う日までにこれらの条件を満たす人。 ●徳島市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など）の滞納がない人。 ●過去5年以内（令和2年度以降）に同一住宅で徳島市住宅課が実施した「住宅リフォーム支援事業補助金」又は「新生活様式対応住宅リフォーム支援事業補助金」の交付を受けていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該住宅が共有名義（所有者が複数）の場合は、所有者のうち1人（申請者）に補助します。 ・分譲マンションなどの共同住宅は専有部分のみが補助対象（共用部分は補助対象外）。 ・店舗・事務所等との併用住宅は、居住に使用している部分のみが補助対象。 ・次の建物は、補助対象外です。 未登記の住宅、法人が所有する住宅、事業で使用している建物（店舗、事務所、工場など）、賃貸住宅 								
<p>対象工事</p>	<p>以下の全てに該当する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「徳島市内に本店を有する法人」又は「徳島市内に住所を有する個人の施工業者」に依頼して行う工事 ●補助対象となる工事費用が50万円以上（消費税及び地方消費税を除く税抜き金額）の工事 ●この補助金の交付決定後に着手する工事 ●令和8年3月2日までに、この補助金の実績報告書の提出ができる工事 ●補助対象工事の具体例は別紙参照のこと 								
<p>申請区分</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請区分</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分A</td> <td>市内に住所を有する者で自己の所有する住宅の長寿命化を図るためにリフォーム工事をしようとする場合</td> </tr> <tr> <td>区分B</td> <td>「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合</td> </tr> <tr> <td>区分C</td> <td>「徳島市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地の区域内にある「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合</td> </tr> </tbody> </table>	申請区分	説明	区分A	市内に住所を有する者で自己の所有する住宅の長寿命化を図るためにリフォーム工事をしようとする場合	区分B	「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合	区分C	「徳島市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地の区域内にある「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合
申請区分	説明								
区分A	市内に住所を有する者で自己の所有する住宅の長寿命化を図るためにリフォーム工事をしようとする場合								
区分B	「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合								
区分C	「徳島市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地の区域内にある「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和6年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合								

補助金額	申請区分	補助金額及び上限額
	区分 A	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の12パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は12万円を上限とします。
	区分 B	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の20パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は20万円を上限とします。
	区分 C	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の30パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は30万円を上限とします。

補助金交付 事前申込み	<p>■ 申込方法 事前申込書に必要事項を記入し、下記の受付期間内に提出してください。 (同居親族以外の者に事前申込書の提出を依頼する場合は、委任状の提出が必要です。) 事前申込みが市の予算枠に達しなかった場合は、後日に適当な期間を設けて再度申込みを受付けます。</p> <p>■ 事前申込書の入手方法 補助金交付の事前申込書は令和7年4月18日(金)から配布します。 配付場所：徳島市役所本館4階住宅課、徳島市の各支所 徳島市の公式ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>■ 事前申込書の受付期間 令和7年5月7日(水)から6月3日(火)まで</p> <p>■ 事前申込書の受付場所・受付時間 徳島市役所本館4階 住宅課窓口 平日のみ 受付時間は8時30分から17時まで 郵送提出も可能(受付最終日の消印まで有効)</p> <p>(注意) 事前申込書に記入した補助金交付申請額は、申込書提出後に増額することはできません。</p>
----------------	---

事前申込みから補助金受領までの手続きの流れ



公開抽選会	<p>事前申込額が補助金の募集枠を超えた場合は、公開抽選会を実施して当選者を決定します。</p> <p>当選者の決定にあたっては、申請区分Cを最優先とし、以下、申請区分B、申請区分Aの順で優先することとします。</p> <p>公開抽選実施日 令和7年6月13日（金）</p> <p>事前申込額が募集枠に満たない場合は、事前申込者全員を当選者とします。</p> <p>抽選結果は（抽選会が行われなかった場合も）、全ての事前申込者に通知します。</p> <p>当選された人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請をしていただきます。 ・補助金交付申請書等の様式は、抽選結果の通知に同封して送付します。 <p>補欠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当選者の辞退等により予算が余る場合を想定し、抽選会で当選者決定後に補欠者（30人まで）の抽選を行い、補欠順位を付番します。 ・当選者の辞退等が発生した場合、予算の範囲内で補欠順位第1位の人から順番に繰上当選とし、該当者に交付申請に必要な書類を送付します。 ・繰上当選時の注意事項を抽選結果の通知に記載しておりますので、必ずお読みください。なお、繰上当選時に既に着工している工事は、補助対象になりません。
-------	--

交付申請	<p>事前申込者のうち抽選で当選された方は、次の要領で交付申請書類を提出していただきます。</p> <p>■交付申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①交付申請書（様式第2号） ②改修計画書（様式第3号）及び施工予定箇所を明示した図面 ③建物の所有権を証明できる書類の写し 令和7年度固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書 必要に応じ、次の書類の提出を求める場合があります 令和7年度固定資産税評価証明書（有料） 建物登記事項証明書（有料） ④工事見積書の写し（宛名が申請者のフルネームであること） 仕様等を含めた内訳明細書を添付されていること。補助対象外工事がある場合は、補助対象工事と補助対象外工事を分けて記載されていること。 ⑤建物の全景写真（2方向以上）及び施工予定箇所の現況写真 ⑥施工業者の本店の所在地が市内にあることがわかる書類の写し 法人（会社組織）の場合は、法人登記の登記事項証明書 個人事業主の場合は、事業主の住民票 ⑦建物の共有名義者の同意書〔建物が共有名義所有の場合〕 ⑧令和6年4月1日以降に締結された建物売買契約書の写し 〔区分B又は区分Cで申請される方のみ〕 ⑨その他市長が特に必要と認める書類
------	---

